

雇用のセーフティネットの あり方について

酒井 正

法政大学経済学部

2021/3/1

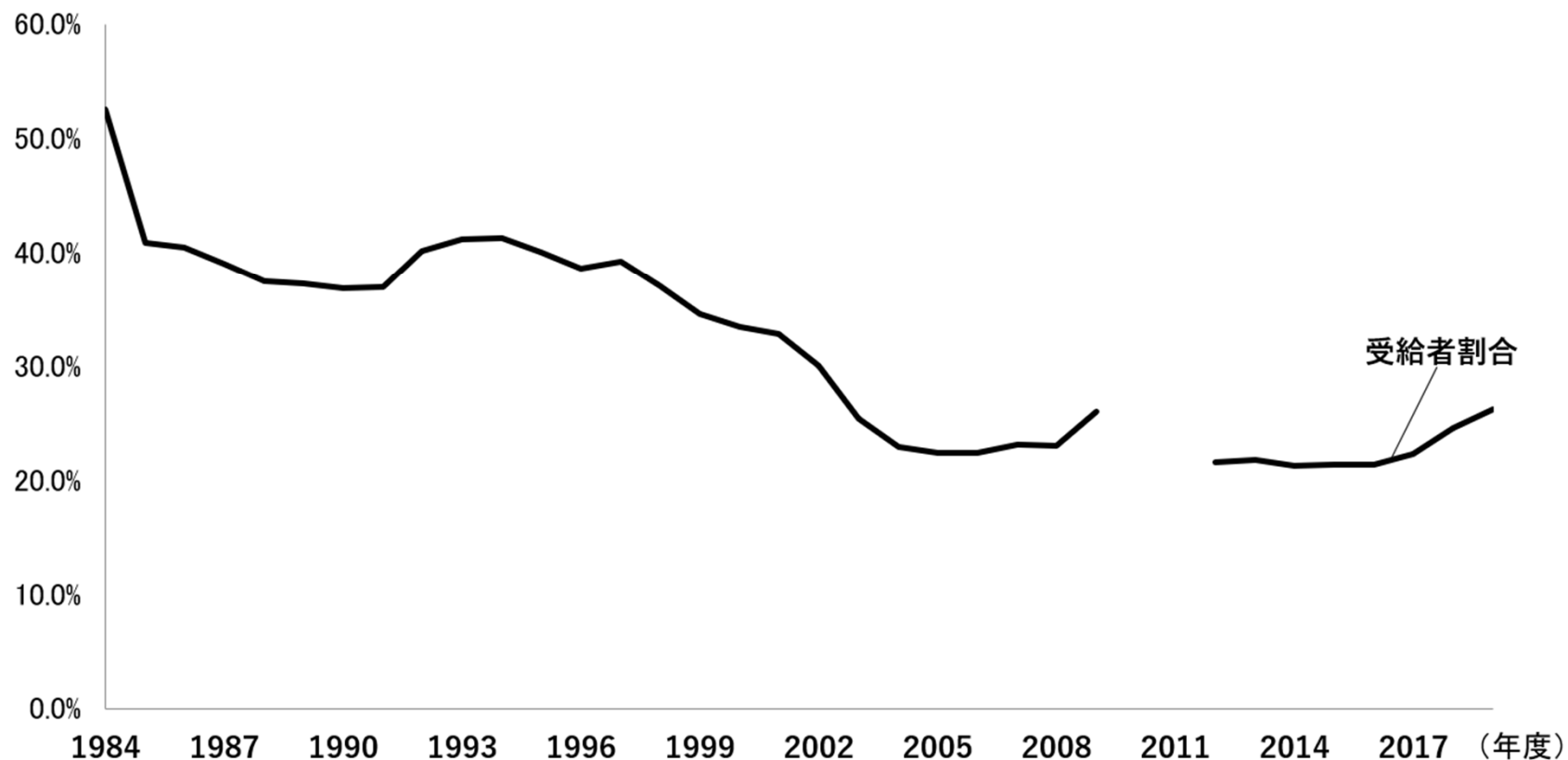
コロナ禍における雇用対策： 私の総合的な認識

- 雇用調整助成金の特例措置等、大規模かつ迅速な発動。
- 従来の雇用保険からは漏れ落ちがちだった非正規労働者等を救済する明確な志向（緊急雇用安定助成金や休業支援金）。
- 同一企業の下での雇用維持策だけでなく、一部に労働移動を促す施策も（産業雇用安定助成金等）。

- それにもかかわらず、非正規雇用の減少が大きい等、依然として雇用形態による格差（特にセーフティーネットにおける格差）の存在。
- その考えられる理由としてはいろいろなことが言われているが、まずは正確な分析が必要なのではないか。

低い失業給付の受給者割合（1）：長期

失業者のうち失業給付を受給している者の割合



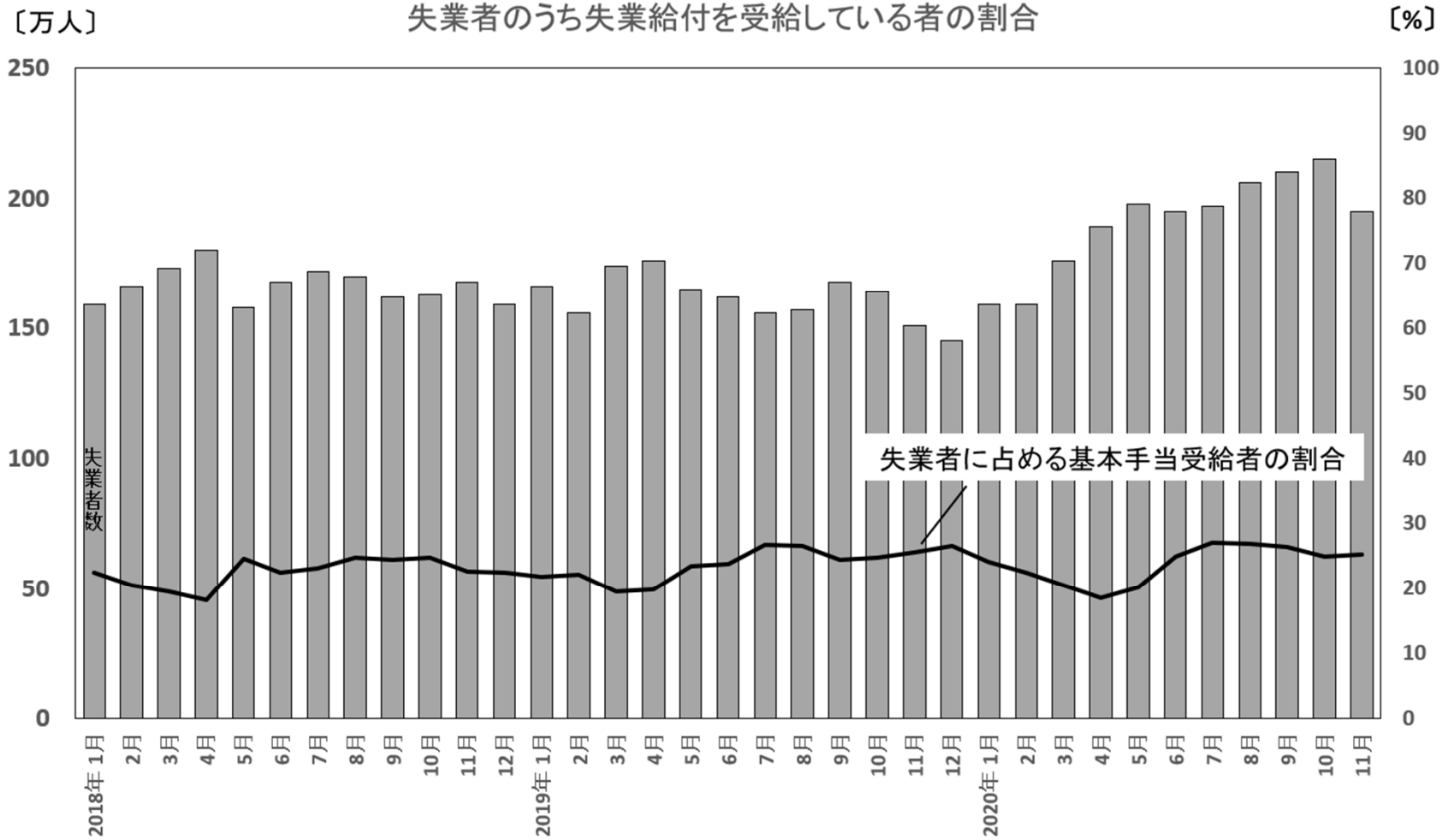
注：受給者割合＝基本手当受給者実人員／失業者数（15-64歳）。

東日本大震災の影響で2010年度及び2011年度の「労働力調査」の値が変則的なため、両年度については除いた。

受給者実人員には、データ取得の都合、延長給付の受給者は含まれていない。

資料出所：厚生労働省「雇用保険事業年報」、総務省「労働力調査」。

低い失業給付の受給者割合（2）：直近



資料出所: 厚生労働省「雇用保険事業月報」, 総務省「労働力調査」

失業給付の受給者割合が低い理由

- 給付期間が終了しても就職できない人びとの存在

それと同時に、、、

- そもそも受給できていない人びとの存在

= 典型的には「非正規雇用」

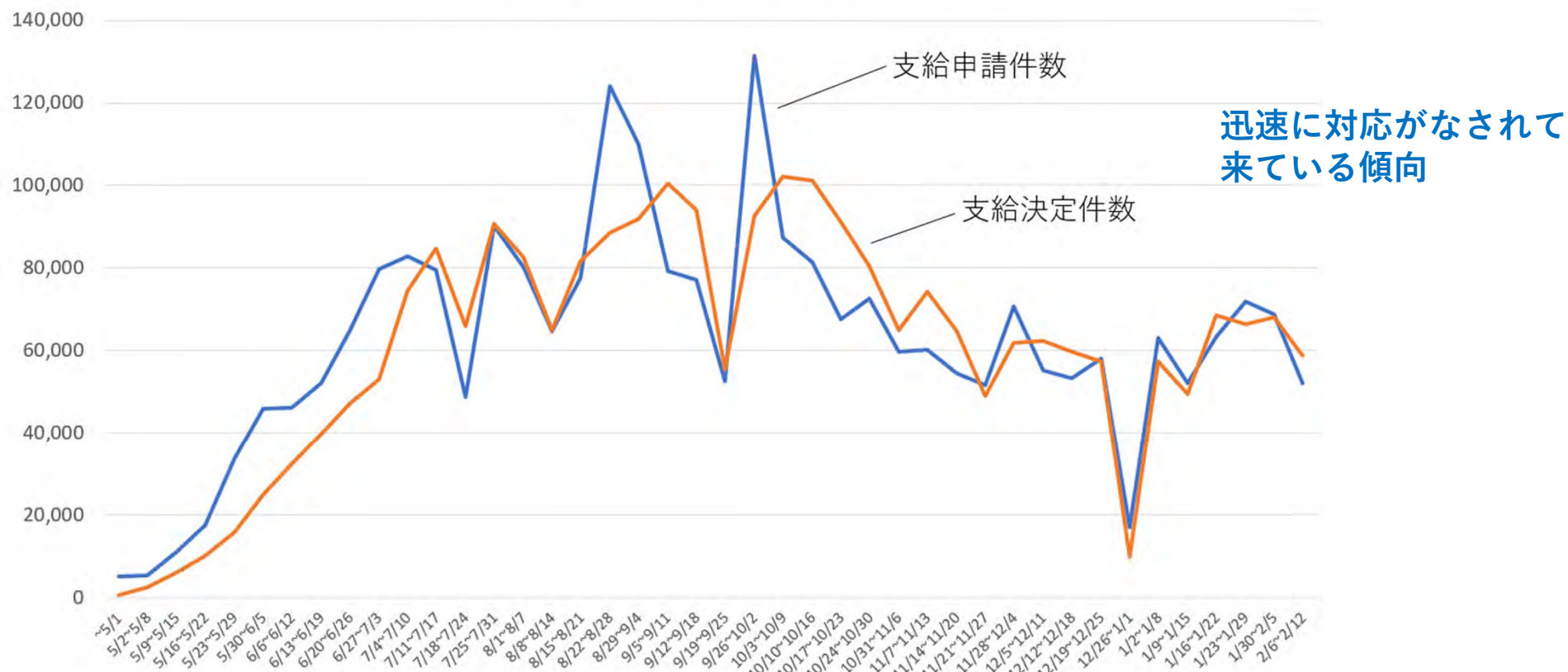
→ 「非正規雇用」には雇用保険が適用されていない(?)

- しかし、それだけでなく、「非正規雇用」は、雇用保険が適用されていても受給できない可能性も。
- 保険料拠出を条件に給付をおこなう社会保険の枠組みでは、根本的に、非正規雇用等の不安定就業者を救済しにくい側面。
- 保険料拠出を（必ずしも）条件としない給付の必要性。

雇用保険から漏れ落ちる人びとへの救済策としての側面を持つ 雇用調整助成金（新型コロナ特例）

雇用調整助成金（新型コロナ特例）の支給実績：

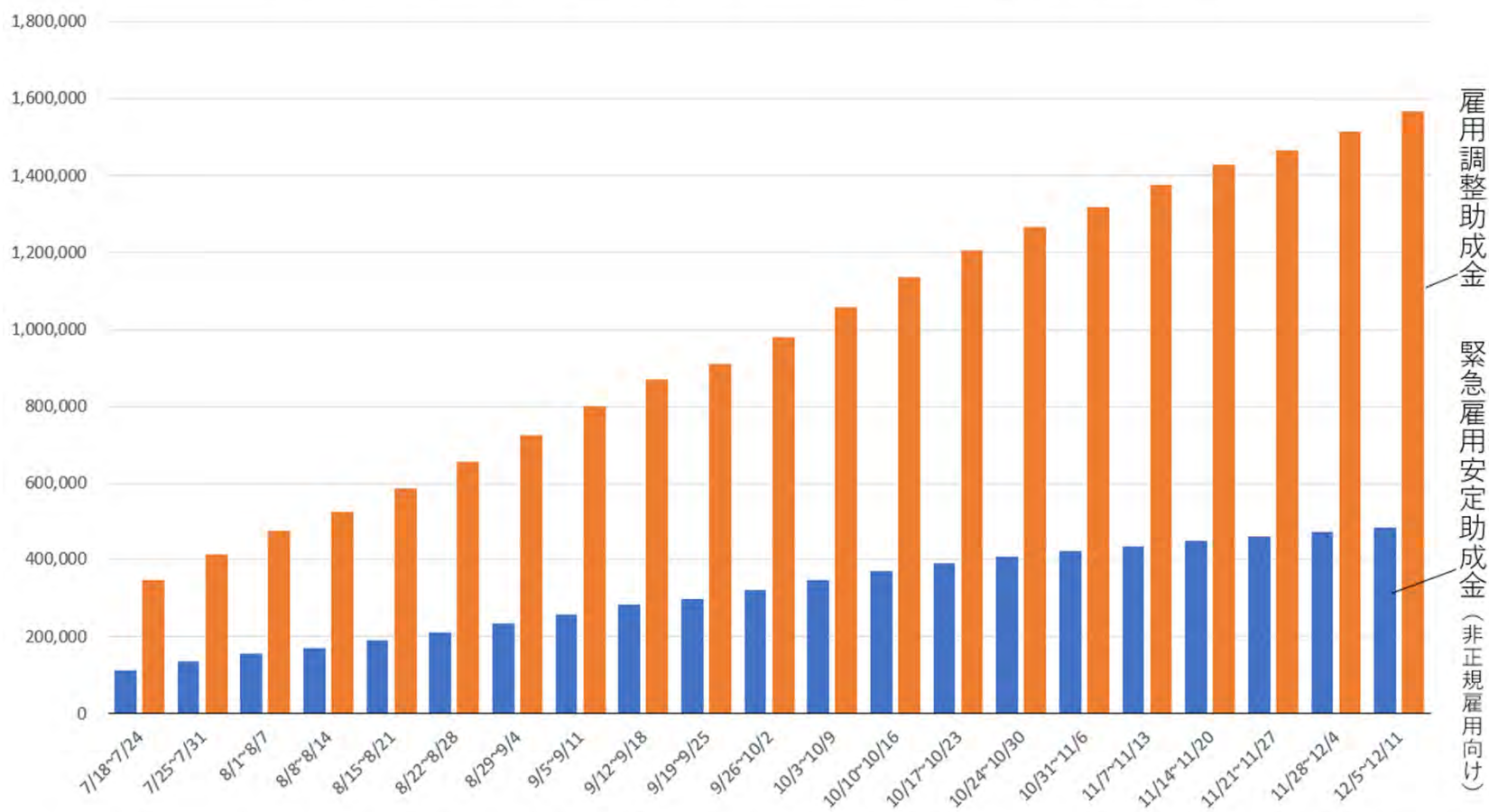
支給申請件数と支給決定件数の推移



出所：厚生労働省HP「雇用調整助成金（新型コロナ特例）支給実績」

非正規雇用も対象になったにもかかわらず いまだ雇調金の利用における正規-非正規格差 (?)

雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の推移：累計支給決定件数



出所：厚生労働省「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会（第145回）資料」より作成。